

損害賠償及び和解に関する件

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市東区在住者

2 事故の概要

- (1) 平成29年1月26日、札幌市中央区南6条西7丁目11番地において、財政局の税務用の自動車が、道路を走行中に、路面が凍結していたことからスリップし、当該道路に進入しようと左方の路外で停車していた相手方が乗車する自動車と衝突した。
- (2) これにより、相手方は、頸椎捻挫、左背部痛及び左尺骨神経打撲による神経障害を負い、約6か月間通院した。

なお、この事故は、平成29年第3回定例市議会報告第5号 番号19と同一の事故である。

3 損害賠償の額

1,792,996円

（理由）

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。